消費者問題に関する特別委員会

委員一覧(25名)

理 事 太田 理 事 渡邉 理 事 森本	ごゅん子(自民) 房江(自民) 三郎(自民) 美樹(民民) 真治(民進)	尾辻 徳茂 福岡 三木	紀美(自民) (自自民) (自自民民) (自自民民) (自自民民)	熊谷大山片短野合門添山皂	正士 (公明) 正明 (公明) 実紀史 (共産) 拓 (共産) 大介 (維新)
理 事 若松 青木 石井 小川	謙維(公明) 一彦(自民) みどり(自民) 克巳(自民)	斎藤 勇山	喜文(自民) 嘉隆(民進) 康江(民進) か子(民進)	福島 川田	みずほ(希会) 龍平(立憲) (30.1.22 現在)

(1) 審議概観

第196回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願 はなかった。

〔法律案の審査〕

消費者契約法の一部を改正する法律案 は、消費者契約に関する消費者と事業者 との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者 の利益の擁護を図るため、事業者の行為 により消費者が困惑した場合について契 約の申込み又はその承諾の意思表示を取 り消すことができる類型として、社会生 活上の経験が乏しい消費者の不安をあお り、契約の目的となるものがその願望の 実現に必要である旨を告げること等を追 加する等の措置を講じようとするもので ある。なお、衆議院において、事業者の 行為により消費者が困惑した場合につい て意思表示を取り消すことができる類型 として、加齢又は心身の故障により判断 力が著しく低下している消費者の不安を あおり、当該消費者契約を締結しなけれ ばその現在の生活の維持が困難となる旨を告げることを追加すること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を 聴取するとともに、「社会生活上の経験が 乏しい」との要件の解釈、衆議院修正に より追加された困惑類型の意義、法の解 釈の周知徹底、民法の成年年齢引下げと 消費者被害の防止・救済策等について質 疑が行われた後、採決の結果、全会一致 をもって原案どおり可決された。なお、 附帯決議が付された。

[国政調査等]

3月22日、消費者行政の基本施策について福井内閣府特命担当大臣から所信を聴取するとともに、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成28年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について福井内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。また、予算委員会から委嘱された平成30年度内閣府(内閣本府(消費者委員会関係経費)、消費者庁)予算の審査を行い、消費生活

相談員の研修を通じたスキルアップのための取組、倫理的消費に係る表示の普及策、地方消費者行政に必要な国の交付金の在り方、地方消費者行政における地方の自主財源確保に向けた方策、消費者庁の重点施策に係る認識、特定商取引法及び預託法違反事案への対応、不動産サブリース問題に対する規制の在り方、公益通報者保護法の抜本改正の必要性等の諸問題について質疑を行った。

4月13日、大臣の所信に対し、消費者 行政の推進に向けた福井大臣の決意、郵 便局等と連携し消費者安全確保地域協議 会の設置を推進することに対する見解、 消費者庁の徳島県への移転に係る検証、 見直しの評価指標及び判断基準について の所見、東京オリンピック競技大会・東 京パラリンピック競技大会における食品

調達の際に国際標準に準拠する必要性、 遺伝子組換え食品の検査における不検出 の定義、預託商法による消費者被害防止 に向けた抜本的対策、PIO-NETの 登録情報を分析するに当たりAIの導入 を検討する必要性、ギャンブル等依存症 による問題を消費者問題として位置付け、 消費者庁として対策を講じる必要性、革 新的研究開発推進プログラム(ImPA CT) においてエビデンスが十分でない 研究成果が発表された事例への対応、機 能性食品が原因とされる健康被害への対 応の在り方、成年年齢引下げに伴う若者 の消費者被害拡大の防止に向けた方策、 不適切な表示を含む健康食品の広告を表 示する事業者に対する監督の強化等の諸 問題について質疑を行った。

(2)委員会経過

- 〇平成30年1月22日(月)(第1回)
- o 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 〇平成30年3月22日(木)(第2回)
- 消費者行政の基本施策に関する件について福 井内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- ○消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成28年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について福井内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成三十年度一般会計予算(衆議院送付) 平成三十年度特別会計予算(衆議院送付) 平成三十年度政府関係機関予算(衆議院送付) (内閣府所管(内閣本府(消費者委員会関係 経費)、消費者庁))について福井内閣府特命 担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、山下 (雄)内閣府大臣政務官及び政府参考人に対 し質疑を行った。

[質疑者]

小野田紀美君(自民)、斎藤嘉隆君(民進)、 若松謙維君(公明)、大門実紀史君(共産)、 片山大介君(維新)、福島みずほ君(希会)、 川田龍平君(立憲)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 〇平成30年4月13日(金)(第3回)
- o 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- o消費者行政の基本施策に関する件について福井内閣府特命担当大臣、あかま内閣府副大臣、高木厚生労働副大臣、新妻内閣府大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人独立行政法人国民生活センター理事坂田進君及び同センター理事宗林さおり君に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、伊藤孝恵君(民進)、 熊野正士君(公明)、山添拓君(共産)、片 山大介君(維新)、福島みずほ君(希会)、 川田龍平君(立憲)

〇平成30年5月30日(水)(第4回)

- o理事の補欠選任を行った。
- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法 第31号)(衆議院送付)について福井内閣府 特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院におけ る修正部分について修正案提出者衆議院議員 永岡桂子君から説明を聴いた後、同永岡桂子 君、同濱村進君、福井内閣府特命担当大臣及 び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

太田房江君(自民)、熊野正士君(公明) また、同法律案について参考人の出席を求め ることを決定した。

〇平成30年6月4日(月)(第5回)

○消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法 第31号)(衆議院送付)について次の参考人 から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を 行った。

〔参考人〕

弁護士 森大樹君

全国消費生活相談員協会理事長 増田悦子 君

弁護士 山本健司君

[質疑者]

島田三郎君(自民)、若松謙維君(公明)、 森本真治君(民主)、斎藤嘉隆君(立憲)、 大門実紀史君(共産)、片山大介君(維新)、 福島みずほ君(希会)

〇平成30年6月6日(水)(第6回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第31号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員柚木道義君、同大河原雅子君、同畑野君枝君、同永岡桂子君、福井内閣府特命担当大臣、葉梨法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

矢田わか子君(民主)、森本真治君(民主)、 杉尾秀哉君(立憲)、山添拓君(共産)、大 門実紀史君(共産)、片山大介君(維新)、 福島みずほ君(希会)

(閣法第31号)

養成会派 自民、公明、民主、立憲、共産、 維新、希会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成30年7月20日(金)(第7回)

- ○消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関 する調査の継続調査要求書を提出することを 決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に 一任することに決定した。